

奈良情報商業高等学校での出前授業

～「もしあなたが消費者トラブルにあったら・・・」を使用しての授業～

対象・日時	奈良情報商業高等学校 2年生 科目「家庭科」 2020年11月16日(月)、19日(木) 5クラス 195名
テーマ	消費者センスを高めよう
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> □ 消費生活センターとは、契約基本知識(クイズ) □ 未成年者取消、クーリングオフ制度 □ 10代20代に多い相談と成年年齢引き下げ □ 映像視聴「おしゃれのリスク」(消費者庁2013年作成) □ 若者に多いトラブル事例紹介：SNSによる勧誘、フィッシングメール、ネット通販トラブル(ニセサイト、定期購入)
授業の様子	<p>授業ではパワーポイントを使用しながら、「もしあなたが消費者トラブルにあったら」(消費者庁)のテキストに沿って行いました。2022年4月から18歳で成人すること、成人するとトラブルが増えている現状を説明し、知っておきたい「契約の基本知識」をクイズ形式で解説しました。具体例として、若い人に多いインターネットトラブルの事例と対応方法、製品による被害事例として「カラーコンタクトレンズやカラーリングのトラブル」についての映像を視聴しました。授業アンケートには、「成人するとトラブルが増えることを知り、気を付けようと思った」「契約する前に契約内容を理解しなければいけないと思った」等の感想があり、それぞれに講座の内容を受けとめていることがうかがわれました。</p>

授業風景

